

がん対策に関する施策の 令和4年度実施状況報告書

令和6年1月
調布市

がん対策の推進に向けて

悪性新生物（以下、「がん」という。）は、国においては昭和56年から東京都においては昭和52年から死因の1位であり、死亡者数は増え続け、令和3年にがんで亡くなった人は約38万人、おおよそ3人に1人ががんで亡くなっています。調布市においても、がんは死因の1位であり、令和2年は553人ががんで亡くなっています。また、生涯で2人に1人ががんに罹患すると言われていています。

がんは、誰もがかかる可能性がある疾病であり、今後も、がん患者の増加が予測されます。死因の1位である一方で、がん医療の進歩は目覚ましく、令和5年5月公表の5年生存率は、67.9%でした。がんを早期発見・早期治療するだけでなく、がんと共に、回復していく生活に変化してきています。

国は、がん対策の一層の充実を図るため、平成19年4月にがん対策基本法を、平成19年6月にがん対策推進基本計画（第1期）が施行されました。令和5年3月から、がん対策推進基本計画（第4期）がスタートし、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す」を全体目標とし、①科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実、②患者本位で持続可能ながん医療の提供、③がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築を図ることとしています。

東京都は、がん対策基本法に基づき、平成30年3月に「東京都がん対策推進計画」（第二次）を策定し、現在、令和6年3月を目途に、第三次の策定に向けた検討を進めています。

調布市では、調布市基本計画（平成27年度～30年度）において、「施策12生涯を通じた健康づくり」について、「がん検診の充実」を基本計画事業に掲げ推進してきました。また、市におけるがん対策を含む健康づくりに関する計画としては、平成17年に健康増進法に基づく「調布市民健康づくりプラン」を策定し、がん検診の他、ピンクリボンキャンペーンをはじめとしたがんの啓発や、アフラック生命保険株式会社との協定に基づく事業、調布市受動喫煙防止条例の制定など、がん対策を実施してきました。

令和5年3月に策定した現行の調布市基本計画（令和5年度～12年度）においては、啓発・予防だけでなく患者支援も含む「総合的ながん対策の推進」を基本計画事業に位置付けており、「調布市民健康づくりプラン」についても、令和5年度末を目途に、次期計画の策定を進めています。

調布市がん対策の推進に関する条例の概要

調布市では、令和元年9月に、総合的ながん対策の推進のために、がん対策に関する施策の基本事項を定めた「調布市がん対策の推進に関する条例」が議員提出議案として提出され、制定、施行されています。

この条例は、がん対策基本法の主旨や、市の責務並びに市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となるべき事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的としています。

がんの啓発・予防・早期発見に留まらず、ライフステージの課題や生活に沿った患者支援や、計画への位置づけなどについて記載しています。

また、実施したがん対策について毎年度市民に公表することとしており、本報告書はその内容をまとめたものです。

1. 情報の収集・提供等(第7条関係)

市は、保健医療福祉関係者等と連携を図り、市民ががんに関する適切な情報を得られるよう、情報の収集・提供その他広報を行うものとする。

情報提供・周知の実施状況①

➤ 調布市健康ガイドの発行

令和4年度の健（検）診や予防接種の内容や日程・健康相談・健康情報などを記載した「調布市健康ガイド」を作成し、全戸配布した。

【配布時期】 令和5年3月

➤ 調布FM「ひとくち健康メモ」の放送

コミュニティFMで、がんや検診受診勧奨に関する講話を放送した。

【実施回数】 2回（がんに関連するもの）

➤ 広報紙「健康な暮らしのために」の発行

健康情報を記載したチラシを作成した。

【発行回数】 12回（がんに関連する記載は 8回）

➤ 市ホームページ・テレビ等を使った啓発

➤ がん検診についての啓発

①がん検診の種類・特徴などを記載した文書を受診券送付時に同封した。

②「今からはじめる健康教育（学童編）」において、保護者にむけてチラシで講座内容を報告するとともに、がん検診の周知を行った。

※学童クラブを利用している児童を対象として、年度により、違ったテーマで健康づくりに関する情報を提供する体験型講座

➤ 健康医療情報コーナーの設置

がん情報のリーフレットや市で発行している健康ガイド等の配布及びがんに関する参考図書の閲覧等を行った。（中央図書館）

【参考】条例制定以降の取組実績(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

1. 情報の収集・提供等(第7条関係)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
調布市健康ガイドの発行	R3.3月全戸配布	継続 R4.3月全戸配布	継続 R5.3月全戸配布	継続 年度末配布予定
調布FM 「ひとくち健康メモ」ほか	ラジオでの周知 がん情報3回	継続 2回	継続 3回	継続 2回
広報紙 「健康な暮らしのために」	チラシ形式の啓 発媒体での周知 がん情報掲載9回	継続 7回	継続 8回	継続 7回
市ホームページ・テレビ等を使った啓 発	市ホームページ 等で各種の情報 提供を実施	継続	継続	市ホームページ リニューアルに合 わせた情報提供 の充実を検討
がん検診についての啓発				
がん検診の周 知	受診券送付時に 啓発文書同封	啓発文書同封 継続	啓発文書同封 継続	啓発文書同封 継続
今から始める 健康づくり教 室(学童編)を 活用した周知	継続 保護者向け報告 とともに、がん検 診の周知を実施	継続	継続	継続
健康医療情報 コーナー ※中央図書館に設置	—	がん情報のリフレ ット・参考図書の開 覧コーナーを設置	継続	継続

1 令和4年度保存版 健康ガイド(裏面 がん検診・受動喫煙ゼロのまち調布)



各種健康診査

下記についての問い合わせ・申込みは成人保健事業担当 ☎042-441-6100・6082へ

感染症の拡大や荒天などが予想される場合、日程が変更または中止になる場合がありますので、調布市ホームページをご確認ください。

個別通知 がん検診等 (今年度35・40・45・50・55・60歳以上になれる方)

●健(検)診種類等

健(検)診名	対象者	内容	実施場所
胃がん検診 (バリウム)	35・40・45・50・55歳 ^{※3}	胃レントゲン 撮影 (バリウム)	保健センター ^{※1}
	60歳以上 ^{※3}		
胃がん検診 (内視鏡) ^{※3}	60・62・64・66・68歳	胃内視鏡検査 (胃カメラ)	
大腸がん 検診	35・40・45・50・55歳 60歳以上	便潜血検査 (2日法)	
子宮頸がん 検診	35・40・45・50・ 55・60・65歳の女性 ^{※4}	子宮頸部 細胞診検査	
歯周病検診	35・40・45・50・ 60・70歳	口腔内診査、 特定部位の歯周 ポケット測定	
肝炎ウイルス 検診	40歳 *調布市国民健康保険に加入されて いる方は「特定検診」と同実施。	血液検査	
結核検診	60歳以上 *調布市国民健康保険に加入されて いる方は「特定検診」、75歳以上の方は 「後期高齢者健診」と同実施。	胸部 レントゲン 撮影	
健康増進 健診	35歳	血圧・尿・血液 検査・心電図 ほか	

◇受診期間は4か月間です。延長はできませんので、医療機関へは早めのご予約をお勧めします。

●スケジュール

・対象者には個別に通知します。通知が届かない方はご連絡ください。
・調布市国民健康保険に加入されている40～74歳の方の「特定健診」、75歳以上の方の「後期高齢者健診」の通知も下記の日程で発送します。
【担当 保険年金課】 特定健診に関すること: ☎042-481-7566・7052 後期高齢者健診に関すること: ☎042-481-7148

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
4・5・6月生まれの方											
4月末 受診期限	受診期間: 5月～8月										
7・8・9月生まれの方											
		6月末 受診期限	受診期間: 7月～10月								
10・11・12月生まれの方											
				8月末 受診期限	受診期間: 9月～12月						
1・2・3月生まれの方											
						10月末 受診期限	受診期間: 11月～2月				

※1 調布市文化会館たづくり西館1階 ※2 自己負担金として2000円がかかります(生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付世帯は免除)
※3 前年度胃がん検診(内視鏡)を受診した方を除く ※4 前年度受診した方を除く

2 広報誌「健康なくらしのために」(令和4年4・6月号 ほか)

ご存じですか？子宮頸がん検診

子宮頸がんってどんなもの？

子宮頸がんは子宮の入り口にできるがんです。早期に発見して治療することで治すことができます。子宮頸がんは、子宮頸部の細胞が異常に変化し、悪化してがんになる病気です。この変化は、HPV感染によって起こります。HPV感染は、ほとんどの人が一生のうちで一度は感染しますが、ほとんどの人は自然に回復してしまいます。しかし、一部の人には持続感染が続き、子宮頸がんの原因となります。

HPVって？

子宮頸がんの原因はHPV(ヒトパピローマウイルス)の感染です。HPV(ヒトパピローマウイルス)は、約120種類あり、生殖器の皮膚や粘膜に感染し、生殖器がんの原因となります。HPV感染は、ほとんどの人が一生のうちで一度は感染しますが、ほとんどの人は自然に回復してしまいます。しかし、一部の人には持続感染が続き、子宮頸がんの原因となります。

子宮頸がんは20～30歳代の女性に急増中

子宮頸がんの罹患率は20～30歳代の女性に急増しています。これは、HPV感染の増加によるものです。HPV感染は、ほとんどの人が一生のうちで一度は感染しますが、ほとんどの人は自然に回復してしまいます。しかし、一部の人には持続感染が続き、子宮頸がんの原因となります。

子宮頸がん検診の重要性

子宮頸がん検診は、早期発見・早期治療のチャンスです。検診を受けることで、がんの発生を予防することができます。検診を受けることで、がんの発生を予防することができます。

無料 肺がん検診 申込み受付中

無料 肺がん検診 申込み受付中

検診日程: 11月1日(水)・11日(木)・14日(日)・21日(土)・22日(日)

申込み期間: 9月26日(水)～7月1日(水)

検診費用: 検診料1000円(検診料は無料)

検診内容: 胸部レントゲン撮影(1枚)・問診

検診場所: 調布市保健センター

検診時間: 9時～12時

検診対象者: 40歳以上の喫煙者(喫煙歴20年以上)

検診申し込み方法: 調布市保健センター(調布市保健センター)へ電話予約

検診申し込み電話: 042-441-6100

検診申し込みURL: <https://www.city.toyohashi.lg.jp/health/kenjintan/>

10月「乳がん検診期間」です

10月「乳がん検診期間」です

乳がん検診は、早期発見・早期治療のチャンスです。検診を受けることで、がんの発生を予防することができます。

定期乳がん検診(マンモグラフィ検査)

マンモグラフィ検査は、乳がんの早期発見に有効です。検診を受けることで、がんの発生を予防することができます。

プレスト・アウェアネス

プレスト・アウェアネスは、乳がん検診の重要性を伝えるための取り組みです。検診を受けることで、がんの発生を予防することができます。

検診を受けることで、がんの発生を予防することができます。

検診を受けることで、がんの発生を予防することができます。

2. がん教育(第8条関係)

市は、児童、生徒その他の市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、がんに関する理解を深めるための教育を推進するよう努めるものとする。

がん教育の実施状況

- 今から始める健康づくりシリーズ（体験型講座）
がんなどの予防についての講座を実施
【実施回数】 1回（がんに関連するもの）
- 集団検診会場での講話
胃がん集団検診会場において、ブレストアウェアネスに関する講話を実施
- 今から始める健康づくり教室（親子編）
市内保育園・幼稚園で健康教育を実施し、女性がんの啓発と検診の周知を行った。
【実績】 希望施設9園に従来の教室型で実施、他11園は書面開催
※今から始める健康づくり教室（親子編）：保育園・幼稚園で、親子にむけて、生活習慣や、がん予防、検診の必要性について伝える講座
- 防煙教育
児童・生徒を対象に、調布市医師会・調布市歯科医師会・調布市薬剤師会の会員等から、たばこについて、がんを含めた健康や成長発達に影響することの講義を行った。（教育部指導室）
【実績】 市立小学校4校、中学校1校
- アフラックと連携したがん教育
生徒を対象に、がん経験者から体験談を通したいのちの大切さ、検診の重要性などについて講義を行った。（教育部指導室）
【実績】 市立中学校4校

【参考】条例制定以降の取組実績(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

2. がん教育(第8条関係)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
今から始める健康づくり教室(親子編) ※保育園・幼稚園で実施する健康教育の中で実施	女性がんの啓発やがん検診周知 対面 2園 ※新型コロナウイルス感染拡大影響で中止多数	継続 対面 6園 書面 21園	継続 対面 9園 書面 11園	継続 実施中のため未確定
防煙教育	調布市医師会・歯科医師会・薬剤師会会員等からたばこの影響に関する授業を実施 対面 小学校1校 中学校1校 (深大寺小, 調布中) ※新型コロナウイルス感染拡大影響で取組減少	継続 対面 小学校3校 中学校1校 (深大寺・第一・北ノ台小, 第六中)	継続 対面 小学校4校 中学校1校 (深大寺・上ノ原・若葉・北ノ台小, 第八中)	継続 対面 小学校3校 (深大寺・上ノ原・石原小)
アフラックと連携したがん教育	—	新規 がん経験者から体験を踏まえた講演を実施 対面 中学校4校 (調布・第五・第七・第八中)	継続 対面 中学校4校 (神代・第三・第四・第六中)	継続 対面 中学校4校 (調布・第五・第七・第八中)

1 アフラックと連携したがん教育

生徒を対象に、がん経験者から、体験談を通じた「いのち」の大切さや、検診の重要性などを伝える講演を実施

【講師・内容】

岸田 徹氏
NPO法人がんノート代表理事
＜御自身の体験談から＞
自身が経験した「がん」について
いのちの大切さ
早期発見(検診の重要性)
ご家族にもぜひ伝えてほしい



※写真は、令和4年11月 神代中学校の講演の様子

3. がんの予防のための取組(第9条関係)

市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等の正しい知識の普及啓発その他の必要な取組を実施するものとする。

がん予防の取組状況

▶ ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン接種

子宮頸がん予防のためのワクチン接種。国は平成25年から積極的勧奨を見合わせていたが、令和4年4月から個別勧奨を再開したため、13歳から16歳（中学1年生から高校1年生相当）及びキャッチアップ接種対象者（平成9年4月2日～平成18年4月1日生まれ）に個別通知を行った。

【通知者数】： 13, 191人

▶ 肝炎ウイルス検診

肝がんの原因の多くを占めるB型・C型肝炎の発見と治療のため、40歳以上の方を対象とした、B型及びC型肝炎の感染の有無を確認する検査を実施した。

【受診者数】40歳：517人、41歳以上：63人

▶ 胃がんリスク検査

胃がんになりやすいとされている、ヘリコバクター・ピロリ菌感染の発見と治療のため40歳～49歳を対象に、感染の有無を確認する検査を実施した。

【受診者数】149人

▶ 禁煙相談

禁煙希望者又はその家族を対象に、医師が個別に問診・禁煙治療の内容説明などを行った。

【実施回数】2回（11月）

▶ 今から始める健康づくり教室（学童編）

学童クラブを利用している児童を対象として、「いのち」をテーマに、口腔内の観察、歯ブラシの選び方、食べる時の姿勢の話等について講話や実技を行った。

【実績】対面型を再開し、39クラブで実施

▶ 今から始める健康づくり教室（親子編）（再掲）

▶ 受動喫煙ゼロの店登録（再掲）

【参考】条例制定以降の取組経過(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

3. がんの予防のための取組(第9条関係)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
HPV(ヒトパピ ローマウイルス)ワ クチン接種	<p>定期予防接種 436人 (1-3回延べ人数)</p> <p>定期予防接種の 周知を実施 16歳 (高校1年生相当) 922人に 個別情報提供</p>	<p>接種 継続 1,583人 (1-3回延べ人数)</p> <p>周知 拡充 13-16歳 (中1-高1相当) 3,695人に 個別情報提供</p>	<p>接種 継続 1,300人 (1-3回延べ人数) キャッチアップ[°]接種開始 1,412人 (1-3回延べ人数) 周知 拡充 13-16歳 (中1-高1相当) 3,648人に定期 接種勧奨を実施 同時に9,543人 にキャッチアップ[°]接種 勧奨も実施</p>	<p>定期接種 キャッチアップ[°]接種 継続 実施中のため 人数は未確定</p> <p>周知 継続 13歳 (中1相当) 978人に定期 接種勧奨を実施 中2から高1相当 及びキャッチアップ[°]対 象者へワクチンの種 類追加について 通知発送</p>
肝炎ウイルス検診 (B型・C型肝炎発 見・治療のための 検査)	<p>感染有無の検査 を実施 40歳:502人 41歳以上:30人</p>	<p>継続 40歳:579人 41歳以上:36人</p>	<p>継続 40歳:517人 41歳以上:63人</p>	<p>継続 実施中のため 人数は未確定</p>
胃がんリスク検査 (ヘリコバクター・ピロ菌 感染発見・治療の ための検査)	<p>感染有無の検査 を実施 40-49歳:180人</p>	<p>継続 191人</p>	<p>継続 149人</p>	<p>継続 実施中のため 人数は未確定</p>
禁煙相談	<p>希望者を対象に 実施 1回(11月) ※新型コロナウイルス感染拡 大影響で回数減少</p>	<p>継続 2回(11月・2月)</p>	<p>継続 2回(11月) ※月内で2日</p>	<p>継続 2回(11月) ※月内で2日</p>
今から始める健康 づくり教室(学童 編) ※従来は学童クラブ 利用児童を対象に、 講話等を実施	<p>全児童にたばこ に関する啓発 資料を配布 ※新型コロナウイルス感染拡 大影響で対面形式 の講話等は中止</p>	<p>— 次年度資料作成 ※前年度同様 対面形式は中止</p>	<p>— 「いのち」をテー マに39クラブで 講話を実施 (児童976人) ※感染対策を講じつ つ、対面形式を再開</p>	<p>実施 「たばこ」をテー マに25クラブで講 話を実施 (児童924人) ※新型コロナ5類移 行により、対面形式 を全面再開</p>
【再掲】	今から始める健 康づくり教室(親 子編)			
	受動喫煙ゼロの 店登録			

4. 受動喫煙防止の施策の推進(第10条関係)

市は、がんの予防に資するため、調布市受動喫煙防止条例(平成31年調布市条例第1号)に基づき、受動喫煙を防止するための施策を推進するものとする。

受動喫煙防止対策の実施状況

▶ 調布市受動喫煙防止条例の周知啓発

令和元年7月1日に施行した調布市受動喫煙防止条例をより広く知ってもらうための広報活動

①チラシの全戸配布

受動喫煙防止のためのチラシを作成し全戸配布した。

【配布時期】令和4年11月

②喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーン

環境政策課と共同で、京王線市内9駅周辺における清掃活動等を通じた周知活動を実施した。

【実施期間】令和4年11月16日から同月22日までの平日5日間

③ポスター・市報・ホームページ・テレビ広報等による広報活動を実施した。

▶ 路上等喫煙禁止区域の指定と周知

公共性が高い場所や、受動喫煙の影響が大きい児童が利用する施設と接する路上等を喫煙禁止区域に指定し、周知を行った。

①市内9駅周辺を路上等喫煙禁止区域とし、定期的にパトロールを行い、周知・啓発に努めた。令和4年10月からは調布駅周辺で夜間パトロールも開始した。(指定・周知：福祉健康部健康推進課、パトロール：環境部環境政策課)

②市立小学校通学路での喫煙を控えるよう電柱に啓発用巻き看板を掲示した。(教育部学務課)

③保育園、小・中学校などの児童福祉施設と接する路上を禁煙とし、表示した。

④市立施設を原則敷地内禁煙として、掲示にて周知した。

▶ 受動喫煙に関する庁内連絡会

受動喫煙防止対策を庁内連携により推進していくため、関係各課及びタバコ対策アドバイザーを構成員とした連絡会を実施した。

【実施回数】2回

受動喫煙防止対策の実施状況

➤ 受動喫煙ゼロの店登録

店舗内禁煙や敷地内禁煙を実施している飲食店の登録制度。登録店に禁煙ステッカーを配布し、市のホームページで紹介した。

【登録件数】 80件（令和5年3月31日時点）

➤ 禁煙相談（再掲）

➤ 今から始める健康づくり教室（親子編・学童編）（再掲）

【参考】条例制定以降の取組経過(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

4. 受動喫煙防止の施策の推進①(第10条関係)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
調布市受動喫煙防止条例の周知啓発 令和元年7月1日に施行した条例をより広く知ってもらうための広報活動				
チラシの作成・ 全戸配布	実施 1回(3月)	継続 1回(11月)	継続 1回(11月) ※令和5年4月配布 分も作成	拡充 2回(4・10月)
喫煙マナー アップ・受動喫 煙防止キャン ペーン	市内9駅周辺の 清掃活動等を通 じた周知を実施 5日間実施 (11/13-19 平日)	継続 5日間実施 (11/15-19 平日)	継続 5日間実施 (11/16-22 平日)	継続 5日間実施 (11/15-21 平日)
ポスター・市 報・市ホーム ページ・テレビ 広報等での周 知	実施	継続	継続	継続
取組の発信	—	—	—	厚生労働省 「健康寿命をのば そう!アワード」 受賞

1 調布市受動喫煙防止条例の周知啓発

○カラーチラシ (令和4年11月・令和5年4月・10月 配布)



1 調布市受動喫煙防止条例の周知啓発

○喫煙マナーアップ・受動喫煙防止キャンペーン



○厚生労働省

「健康寿命をのばそう！アワード」受賞

第12回健康寿命をのばそう！アワードの生活習慣病予防分野にて厚生労働省健康・衛生局長賞を受賞。

取組名

「誰もが健康に暮らせるまち調布を目指す～関係団体と連携しタバコの煙から市民を守る～」



【参考】条例制定以降の取組経過(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

4. 受動喫煙防止の施策の推進②(第10条関係)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
路上等喫煙禁止区域の指定と周知 公共性が高い場所や、受動喫煙の影響が大きい児童が利用する施設と接する路上等を喫煙禁止区域に指定し、周知を実施				
路上等喫煙禁止区域 【健康推進課・環境政策課】	市内9駅周辺 定期的なパトロールによる周知・啓発	継続	拡充 調布駅周辺の夜間パトロール開始	継続
市立小学校通学路 【学務課】	喫煙を控えるよう通学路に電柱巻き看板を設置	継続	継続	継続
児童福祉施設と接する路上(保育園・学校等) 【各所管課等】	施設に接する道路上を禁煙看板等掲示・周知	継続	継続	継続
市立施設の敷地内 【各所管課】	原則敷地内禁煙とし、周知	継続	継続	継続
公園等 【緑と公園課】	公園は原則禁煙看板等掲示・周知	継続	継続	拡充 緑地・緑道・崖線も喫煙禁止区域に設定
受動喫煙防止プレート の作成・配布	—	—	— 私有地に掲示可能なプレート看板を作成	新規 プレートの配布開始 約200枚配布
受動喫煙に関する 市内連絡会	関係課会議実施 3回 (対面2回, 書面1回)	継続 3回 (対面2回, WEB1回)	継続 2回 (対面1回, WEB1回)	継続 対面1回 (2回開催予定)
受動喫煙ゼロの店 登録 (年度未登録件数)	81店舗	継続 80店舗	継続 80店舗	継続 72店舗
【再掲】	禁煙相談			
	今から始める健康づくり教室(親子編・学童編)			

2 路上喫煙禁止区域の設定と周知

○路上喫煙禁止区域
市内9駅周辺の定期的なパトロール



※令和2年頃の様子

駅周辺 路面タイル



通学路の啓発用巻き看板



○公園・緑地・緑道等の掲示



○受動喫煙防止プレート
(禁止区域以外のマンションや戸建て住宅向け)



5. がんの早期発見のための取組(第11条関係)

市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質の向上を図るとともに受診率の向上に努めるほか、必要な取組を実施するものとする。

がんの早期発見のための取組状況

- 各種がん検診等の実施
- 乳がん検診41歳、子宮頸がん検診21歳の無料クーポン券の送付
- ピンクリボンキャンペーンの実施
 - トリエ京王調布A館地下1階コンコースで、乳がんに関する普及啓発活動として、啓発映像の放映及び展示、啓発グッズの配架を行った。
 - 【実施時期】10月
- 子宮頸がん検診の受診率向上の取組
 - 子宮頸がん検診の受診率向上のため、若年層や罹患率の高い年代を対象に、キャンペーンの実施や個別通知による啓発、HPVセルフチェック検査キットを活用したモデル事業など、各種の取組を実施した。
- 「調布市とアフラックのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書」に基づく共同事業
 - 調布市とアフラックの協働により、がんに関する啓発及び受診率向上に向けた各種事業や取組を実施した。
 - ①「調布市民スポーツまつり」での普及啓発
 - ②子宮頸がん啓発キャンペーンに合わせて、がん検診啓発チラシや動画をアフラックと共同作成
 - ③大学との連携プロジェクトを始動し、女性がん検診受診啓発の動画を調布市公式YouTubeで公開するとともに、白百合女子大学及び東京外国語大学ホームページでも動画情報を掲載し、取組を紹介した。
- がん検診の結果が要精密となった方の受診確認及び未受診者の受診勧奨

5. がんの早期発見のための取組(第11条関係)

市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質の向上を図るとともに受診率の向上に努めるほか、必要な取組を実施するものとする。

がんの早期発見のための取組状況

【実施方法】

検診名	対象年齢	実施方法
胃がん検診	30歳以上 (内視鏡検査は 50・52・54・56・58・ 60・62・64・66・68歳)	個別通知 申込み制
大腸がん検診	30歳以上	個別通知 申込み制
子宮頸がん検診	20歳以上の女性 (2年に1回)	個別通知 申込み制 クーポン券
前立腺がん検診	50歳～70歳の男性	申込み制
乳がん検診	40歳以上の女性 (2年に1回)	申込み制 クーポン券
肺がん検診	40歳以上	申込み制



5. がんの早期発見のための取組(第11条関係)

市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質の向上を図るとともに受診率の向上に努めるほか、必要な取組を実施するものとする。

【受診状況】

※令和4年度事務報告書から抜粋

○個別通知による検診

検診名	年度	通知者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	検診結果(人)			発見 患者数 (人)	発見率 (%)
					異常なし	要精密	その他		
胃がん (集団) バリウム	2	18,113	947	5.2	695	38	214	0	0.00
	3	17,651	1,079	6.1	789	38	252	0	0.00
	4	18,221	1,287	7.1	928	25	334	0	0.00
胃がん (個別) バリウム	2	64,082	6,259	9.8	5,121	537	601	11	0.18
	3	64,318	6,294	9.8	5,201	439	654	8	0.13
	4	65,101	5,536	8.5	4,422	397	717	7	0.13
胃がん (個別) 内視鏡	2	11,621	1,364	11.7	92	147	1,125	4	0.29
	3	11,978	1,580	13.2	80	144	1,356	5	0.32
	4	12,161	1,735	14.3	89	120	1,526	6	0.35
大腸 がん	2	82,621	21,425	25.9	19,630	1,795	0	56	0.26
	3	83,345	23,320	28.0	21,543	1,775	2	57	0.24
	4	84,903	22,506	26.5	20,875	1,630	1	47	0.21
子宮 頸がん	2	11,378	2,016	17.7	1,971	45	0	1	0.05
	3	11,093	2,081	18.8	2,018	62	1	0	0.00
	4	11,500	2,320	20.2	2,253	65	2	0	0.00

※ 胃がん(集団)は、50歳が集団(バリウム)又は申込みの内視鏡のいずれか選択で けるため、通知者数が重複している。

※ 胃がん(個別)内視鏡対象年齢の60・62・64・66・68歳はバリウム又は内視鏡のいずれか選択で けるため、通知者数が重複している(66・68歳は令和2年度から実施)。



○申し込みによる検診

検診名	年度	通知者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	検診結果(人)			発見 患者数 (人)	発見率 (%)
					異常なし	要精密	その他		
胃がん バリウム	2	458	269	58.7	216	27	26	0	0.00
	3	427	278	65.1	207	34	37	0	0.00
	4	255	165	64.7	111	19	35	0	0.00
胃がん 内視鏡	2	461	333	72.2	28	27	278	0	0.00
	3	581	432	74.4	30	25	377	1	0.23
	4	439	342	77.9	14	20	308	1	0.29
大腸 がん	2	745	524	70.3	498	26	0	0	0.00
	3	746	557	74.7	530	27	0	0	0.00
	4	488	372	76.2	348	24	0	0	0.00
子宮 頸がん	2	872	608	69.7	598	10	0	0	0.00
	3	925	657	71.0	642	14	1	0	0.00
	4	2,516	1,405	55.8	1,353	52	0	0	0.00
前立腺 がん	2	295	227	76.9	109	9	109	0	0.00
	3	291	237	81.4	124	9	104	0	0.00
	4	232	190	81.9	90	11	89	1	0.53
乳がん	2		1,842		1,635	170	37	9	0.49
	3		2,410		2,158	216	36	10	0.41
	4		2,105		1,915	171	19	22	1.05
肺がん	2	540	455	84.3	442	13	0	0	0.00
	3	596	513	86.1	458	10	45	3	0.58
	4	555	476	85.8	372	16	88	1	0.21

※ 受診率は、申込者数に対する受診者数の割合。検診結果の「その他」は、がん以外の疾患

※ 子宮頸がん及び乳がん検診は、がん検診推進事業の対象者は含まない。

○「がん検診推進事業」による検診

検診名	年度	通知者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	検診結果(人)			発見 患者数 (人)	発見率 (%)
					異常なし	要精密	その他		
乳がん (41歳)	2	1,831	348	19.0	323	23	2	1	0.29
	3	1,697	315	18.6	276	37	2	1	0.32
	4	1,696	293	17.3	262	28	3	2	0.68
子宮 頸がん (21歳)	2	1,239	124	10.0	120	4	0	0	0.00
	3	1,262	68	5.4	68	0	0	0	0.00
	4	1,134	65	5.7	62	3	0	0	0.00

【参考】条例制定以降の取組経過(令和2～4年度)
取組状況(令和5年度)

5. がんの早期発見のための取組(第11条関係)①

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
ピンクリボンキャンペーンの実施 (乳がん普及啓発)	展示・啓発グッズ 配架等実施 文化会館たづくり 東館エントランス ホール	拡充 展示等に加え 啓発動画も放映 トリエ京王調布 A館地下1階 コンコース	継続 (10月) トリエ京王調布 A館地下1階コンコース 市民スポーツまつり 会場	継続 (10月) トリエ京王調布 A館地下1階コンコース 市民スポーツまつり 会場 市職員用缶バッチ 作製・配布
子宮頸がん検診の受診率向上の取組				
子宮頸がん啓 発キャンペーンの実施	—	—	展示・動画放映 グッズ配架等 実施(8月) トリエ京王調布 A館地下1階コンコース 市市役所2階デジタル サイン	継続 (8月) トリエ京王調布 A館地下1階コンコース 調布駅前広場
はがきによる 受診勧奨	—	—	新規 QRコード付はがき での子宮頸がん検 診受診勧奨を開始 (25-29歳)	拡充 受診勧奨継続 年齢拡大 (22・25-29歳)
HPVセルフチェ ックキットを活用 した受診勧奨 モデル事業	—	—	新規 HPVセルフチェ ックキットを活用 した受診勧奨 モデル事業開始 (23・24歳)	拡充 モデル事業継続 年齢拡大 (20・23・24歳)
「調布市とアフラックのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書」に基づく共同事業 平成22年2月に締結した協定に基づき、調布市とアフラックの協働により、がんに関する啓発及び受診率向上に向けた各種事業や取組を実施				
共同事業による啓 発取組	—	新規 女性がんに関する 啓発チラシ 作成・公開	拡充 大学生向け乳がん 等検診受診啓発動 画作成・公開	継続 啓発動画公開継続 大学との連携検討
がん検診の啓発	受診券送付時に 啓發文書同封	継続	継続	継続

1 ピンクリボンキャンペーン

○ピンクリボンキャンペーンin調布2022

調布駅地下1階コンコース、市役所2階でグッズ・チラシを配架



調布駅地下1階コンコース

チラシ・グッズ



市役所2階

○調布市民スポーツまつり(令和4年10月10日開催)

来場者にグッズ・チラシを配布



○市職員用缶バッジ(令和5年度)



2 HPVセルフチェック事業(子宮頸がん検診)

【対象】 ※市内在住
令和4年度 23・24歳
令和5年度(拡充) 20・23・24歳

【申込～結果通知の流れ】
①スマートフォン等から申込(メールアドレス登録)
②委託事業者が検査キットを郵送
③自宅で検査を行い, キットを返送
④登録されたメールアドレス宛に検査結果を通知



手続の流れイメージ



3 大学生向け 検診受診啓発動画作製・公開(乳がん・子宮頸がん検診)

正しい知識や早期発見の大切さを伝えるため, 白百合女子大学協力のもと, 動画を作製し, YouTubeの調布市公式アカウントで公開

【HP公開等 協力大学】
白百合女子大学・東京外国語大学

○乳がん検診受診啓発動画



実践しよう! 乳がんのセルフチェック

○子宮頸がん検診受診啓発動画



子宮頸がん

- ◆ HPV(ヒトパピローマウイルス)が原因のがん (主に性交渉によって感染するウイルス)
- ◆ 20代後半～30代の患者が増加
- ▶ 若い世代でも早期発見・早期治療が大切

対策&予防

- ◆ 子宮頸がん検診(20歳以上 2年に1度)
- ◆ HPV(ヒトパピローマウイルス)ワクチン
- ▶ ワクチンを打っていない世代は公費で接種できます (平成9年度生まれ～平成17年度生まれで過去にHPVワクチンの接種を合計3回受けていない人が対象)

子宮頸がん検診 検診してみたい!

【参考】条例制定以降の取組状況(令和5年度)

5. がんの早期発見のための取組(第11条関係)②

○調布市がん検診体制あり方検討会の設置(令和5年9月)

【目的】

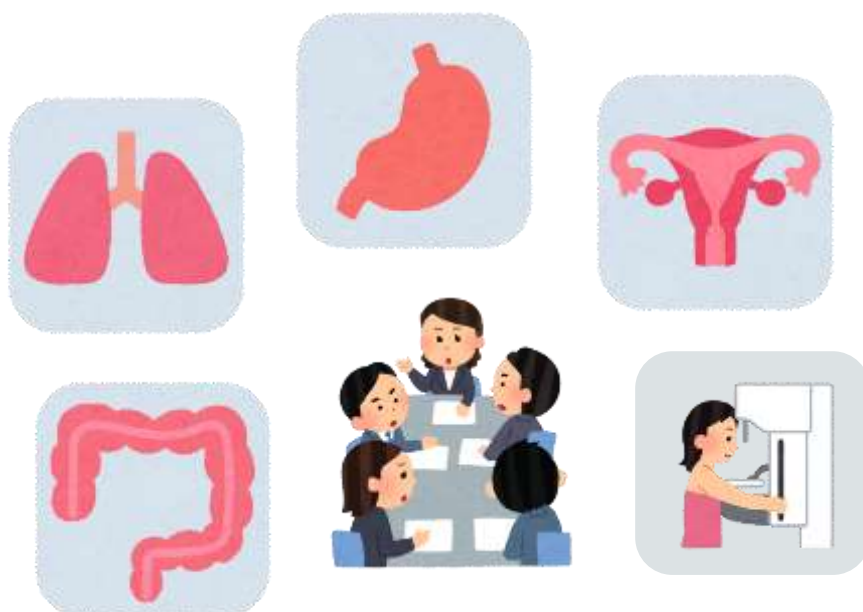
調布市がん対策の推進に関する条例に基づく総合的ながん対策を推進し、もって市民の健康増進に寄与するため

【所掌事項】

- 対策型がん検診の実施方法に関すること
- 精度管理・事業評価に関すること
- 検診票に関すること ほか

【構成】

関係機関・職種等		人数
有識者 (国際医療福祉大学大学院)	教授(医療研究科公衆衛生学専攻)	1人
調布市医師会	医師(副会長・理事・会員)	4人
福祉健康部健康推進課	保健師	1人



6. がん患者等への支援(第12条関係)

市は、がん患者等の精神的・経済的不安を軽減するため、相談体制及び情報提供等の充実を図るとともに、緩和ケア(がん患者の身体的・精神的な苦痛の軽減又は社会生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。)の充実及びライフステージに応じた支援のための環境整備に努めるものとする。

がん患者等への支援の状況①

➤ 骨髄移植ドナー支援事業

骨髄・末梢血管細胞移植が必要な患者に骨髄等を提供するドナー及びドナーを雇用する事業者の支援制度を継続した。(助成金)

【実績】なし

➤ 「調布市とアフラックのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書」に基づく共同事業

①調布市職員による小児がん患者支援募金活動

小児がんの子どもたちとその家族への支援として、調布市職員や福祉関係団体等を対象に募金の呼び掛けを行った。

【実施日】令和4年10月3日～10月17日

②小児がん経験者・がん遺児奨学金制度の街頭募金

小児がん経験者と、がんで親を亡くした高校生支援のため、アフラック生命保険株式会社社員と調布市職員で募金の呼びかけを行った。

【実施日・場所】令和4年11月10日 調布駅前広場

➤ 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターにおいて、在宅療養を希望する方へ必要なサービスの利用調整や相談を行った。(福祉健康部高齢者支援室)

➤ ちょうふ在宅医療相談室

病院からの退院を前あるいは通院が困難になった際に、訪問診療のできる医療機関を紹介した。(福祉健康部高齢者支援室)

➤ がん患者ウィッグ・補整具購入等費用助成事業

療養生活の質の向上を図るため、がんの治療に伴う外見の悩みを抱えている方に、外見の変化を補うためのウィッグ・補整具購入経費の助成を行った。

【実績】58件

【参考】条例制定以降の取組経過(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

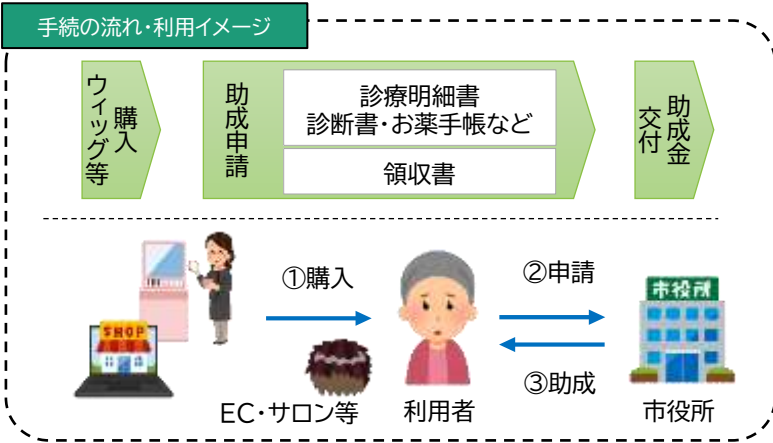
6. がん患者等への支援①(第12条関係)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
骨髄移植ドナー支援事業	ドナーとドナーを雇用する事業者の支援を実施 助成1件 (ドナー1人1件)	継続 助成7件	継続 助成0件	継続
「調布市とアフラックのがん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定書」に基づく共同事業				
市職員の小児がん患者支援募金活動	市職員・福祉関係団体等を対象に募金の呼び掛け (9/23-10/7)	継続 (10/1-10/15)	継続 (10/3-10/17)	継続 (10/2-10/16)
小児がん経験者・がん遺児奨学金制度の街頭募金	中止 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	中止 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	実施 1日のみ(11/10)	拡充 日数・時間を拡充 2日間(11/2・6)
地域包括支援センター事業 【高齢者支援室】 【地域包括支援センター】	在宅療養を希望する方へ必要なサービスの利用調整・相談を実施	継続	継続	継続
ちよう心在宅医療相談室 【高齢者支援室】 【調布市医師会】	訪問診療の可能な医療機関の紹介を実施	継続	継続	継続
ウィッグ・補整具購入等費用助成事業	—	—	購入費の一部助成を開始 助成58件 (ウィッグ50件・胸部補正具8件)	継続 助成58件 (ウィッグ46件・胸部補正具12件)

1 がん患者のウィッグ・補整具購入等費用助成事業

【助成額】

ウィッグや補整具に要する費用(購入・リース実費額)のうち上限10,000円
 ※令和4年4月1日以降の購入等分が助成対象(消費税含む)
 ※申請が可能な期間は、購入等日(領収書等に記載の日付)の翌日から1年以内



2 若年がん患者在宅療養支援事業

【対象者】

以下の要件を全て満たす方

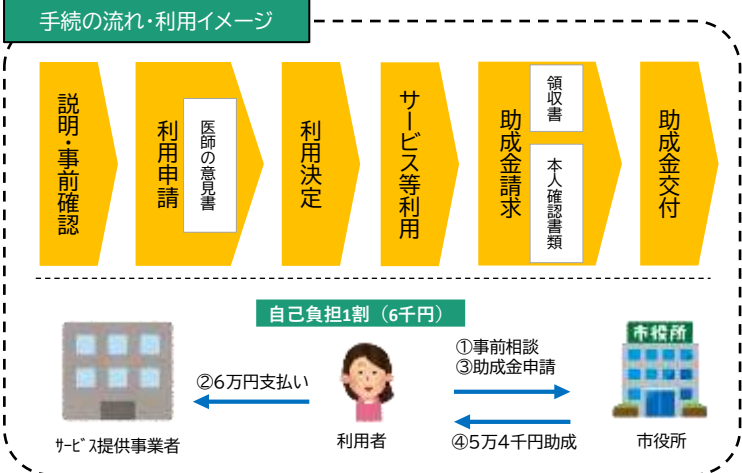
- サービス利用時に40歳未満
 で市内在住の方
 ※住民登録している方
- がん患者で在宅生活の支援
 や介護が必要な方
 ※介護保険制度においてがんを原因
 として認定を受ける場合と同等の状
 態と医師が判断した方
- 他の事業で同等の支援を受
 けることができない方



【支援の内容】

下記のサービス利用や用具の貸与・購入にかかる費用の9割を助成

	サービス等の種類	利用料等の基準額	自己負担
居宅サービスの利用	居宅サービス例	1ヶ月あたり6万円 (利用料や賃借料の合計)	1割
	訪問介護		
	訪問リハビリテーション		
	訪問入浴介護		
	福祉用具の貸与		
	福祉用具の購入	1年あたり10万円	



【参考】条例制定以降の取組状況(令和5年度)

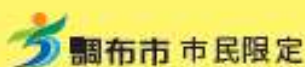
6. がん患者等への支援②(第12条関係)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
若年がん患者在宅療養支援事業	—	—	—	40歳未満のがん患者の在宅介護サービス利用, 福祉用具貸与等の費用の一部助成を開始(令和5年4月~) 助成3件
関係機関と連携した, がん患者・家族の支援に関する検討	—	—	—	調布市がん患者・家族の支援施策に関する検討会の設置(令和5年4月~)
相談・支援体制の検討・整備	—	—	—	協定締結企業等との連携によるがん相談サポート事業(モデル事業)を開始(令和5年10月~)

1 調布市がん患者・家族の支援施策に関する検討会

関係機関・職種等		人数
調布市医師会	医師(副会長・理事)	3人
慈恵第三病院	医師(医療連携・緩和医療)	2人
訪問看護ステーション	看護師(協議会推薦)	1人
アフラック生命保険	医療職・事務職(幹部職員)	2人
がん経験者	市職員・アフラック社員	2人
福祉健康部	事務・保健師	2人





無料相談のご利用にはチラシ下部の「利用資格コード」が必要です

調布市民の皆様へ
がんのお悩み
無料相談窓口^{※1}
モデル事業を実施します

治療費は？

顔のがんが
発覚...

利用できる
行政サービスは？

調布市民の方は2023年10月30日から※2、「調布市がん相談サポート」に無料でご相談いただけます。
このサービスは調布市がモデル事業として実施するがん患者様やそのご家族のための相談窓口です。※3

※1 がん患者様やそのご家族のニーズに応じて、お電話・チャットでのご相談が可能です。

※2 モデル事業の終了時期については別途調布市からお知らせいたします。

※3 調布市が Hatch Healthcare 株式会社 に業務委託して実施します。

誰かに不安な気持ちを
相談したいな...



治療と仕事を
両立できるかな...
自分や家族の生活が不安



退院後、相談したいけど
どうして良いか
わからない...



まずはお気軽にご相談ください

☎ 0120-785-570

お電話の際には右の利用資格コードをお伝えください

【ご相談受付時間（お電話・チャット共通）】

平日（水曜を除く）、土曜日9:00～20:00 ※祝日・年末年始を除く

調布市 がん相談サポート

Webサイトはこちら

利用資格コード

275B



Webサイトの「新規登録」ボタンから登録を行ってください。
登録時には上記利用資格コードを入力してください。

本サービスを利用するには、本チラシに記載の利用資格コードが必要です。調布市宛の専用コードですので、調布市内にお住まいの方または代理となるご家族（配偶者または二親等以内の親族）もしくは法定代理人がご利用いただけます。

7. がん患者等への就労・就学支援(第13条関係)

市は、前条に規定するがん患者等への支援のうち、特にがん患者等の就労・就学に際して適切な労働環境や教育環境が整備されるよう、事業者及び教育関係者に対するがん患者等への支援に関する知識の普及その他必要な取組の実施に努めるものとする。

がん患者等への就労・就学支援の状況

➤ 国や東京都が実施しているがん患者への支援体制についての情報収集

市ホームページ等での公表に向けて、患者数の少ない小児がんやAYA世代がんを中心に、情報収集を行った。

東京都小児・AYA世代がん診療連携協議会相談情報部会では、AYA世代のがん患者さん向けのリーフレットを作成している。

【参考】条例制定以降の取組経過(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
国や東京都が実施しているがん患者への支援体制についての情報収集	市ホームページ等での公表に向けて、患者数の少ない小児がんやAYA世代がんを中心に、情報収集を実施	継続	継続	情報提供開始 (市ホームページリニューアルに合わせた情報提供の充実を予定)
市職員に向けたがん予防・仕事と治療の両立に関する知識の普及の実施 (市役所内の取組)				厚生労働省「がん対策推進企業アクション推進パートナー企業」登録
【再掲】 相談・支援体制の検討・整備				がん相談サポート事業(モデル事業)の中で、就労等に関する相談・サービス紹介を開始 (令和5年10月～)

8. 在宅療養希望者への支援(第14条関係)

市は、在宅療養を希望するがん患者等に対し、保健医療福祉関係者等と連携及び協力を図り、適切な情報提供及び相談支援その他の在宅療養の充実に必要な取組の実施に努めるものとする。

在宅療養希望者への支援の状況

- ▶ 地域包括支援センター事業（福祉健康部高齢者支援室）（再掲）
- ▶ ちょうふ在宅医療相談室（福祉健康部高齢者支援室）（再掲）

【参考】条例制定以降の取組経過(令和2～4年度) 取組状況(令和5年度)

取組内容	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (取組状況)
【再掲】 地域包括支援センター事業				
【再掲】 ちょうふ在宅医療相談室				
【再掲】 若年がん患者在宅療養支援事業				



9. 令和4年度の評価と今後の課題

【令和4年度の評価】

- 令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、感染予防に留意しつつ、がん教育や予防のための取組を、書面や対面、オンライン等の方法を併用して実施した。
- 対策型がん検診として、特に若年層の周知を行い、受診率向上に努めた。
※対策型検診：市町村が実施する検診で集団全体の死亡率現象を目的とする検診
- 情報の提供や受診率の向上においては、企業と協賛しながら、映像・紙媒体の啓発資料の作成・配布や、キャンペーン実施など、新たなツール・機会を取り入れて実施した。



【今後の取組】

- 情報提供に関しては、より市民にわかりやすく周知できるように、市ホームページのリニューアルに合わせた情報提供の充実に向けて検討を進める。
- 対策型検診として、若年層や要精密者の更なる受診率の向上を目指して、国の基準に基づく、適切ながん検診のあり方・体制に関する検討を進める。
- 調布市医師会や東京慈恵会医科大学附属第三病院など、関係機関の協力・連携の下、がん患者や家族への支援の充実を図る。
- 令和5年度以降のがん対策に関する施策の実施状況の公表については、市ホームページや事務報告書など、他の媒体・資料の記載内容の充実を検討し、適時、より分かりやすく効果的・効率的な周知に努める。

調布市がん対策の推進に関する条例

令和元年 9 月 20 日 条例第 18 号

がんになる可能性は誰にでもあります。調布市でもがんが死因の第 1 位を占めています。しかし、がんは、早期発見・早期治療により治せる疾病へと変わりつつあります。

一方、がん対策には新たな課題もクローズアップされています。小児がん、若い世代のがんや高齢期のがんへの対策、さらにはがん患者の就労・就学支援や家族への支援などの必要性が指摘され、がん患者等のライフステージに応じた支援が求められています。

がんを知り、がんを予防する生活習慣の実践とがん検診の受診で、いつまでも自分らしく暮らしていくことも可能になります。

調布市は、近在するがん診療連携拠点病院、保健医療福祉関係者、事業者等がんと向き合う団体等に恵まれており、こうした団体等と連携・協力をしながらがん対策を推進してきました。その特色を生かし、効果的な施策につなげることで、がん対策のより一層の強化を図り、市民が安心して生活できることを目指し、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、前文及びがん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の趣旨を踏まえ、市の責務並びに市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となるべき事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保健医療福祉関係者 医師その他の医療関係者、がんの予防に携わる者、がん患者の介護に従事する者及びがんに関する知識の普及啓発活動を行うものをいう。

(2) がん患者等 がん患者及びその家族をいう。

(3) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。

(4) がん医療 がんに対する科学的知見に基づく適切な医療をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、国、東京都、市民、保健医療福祉関係者、事業者その他の関係団体と連携を図り、調布市の特色に応じたがん対策に関する施策を総合的に実施するものとする。

（市民の役割）

第 4 条 市民は、がんに関する正しい知識を身に付け、がんの予防に必要な注意を払い、及びがん検診を積極的に受診し、並びにがん患者に関する理解を深め、並びに市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（保健医療福祉関係者の役割）

第 5 条 保健医療福祉関係者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるとともに、がんの予防及び早期発見に資する環境の整備並びにがん医療及び福祉サービス並びにがんに関する情報の提供に努めるものとする。

（事業者の役割）

第 6 条 事業者は、市が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努めるとともに、従業員及びその家族のがんの予防及び早期発見に資する環境の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供等）

第 7 条 市は、保健医療福祉関係者等と連携を図り、市民ががんに関する適切な情報を得られるよう、情報の収集・提供その他広報を行うものとする。

(がん教育)

第8条 市は、児童、生徒その他の市民が学校教育、社会教育等の学習の場において、がんに関する理解を深めるための教育を推進するよう努めるものとする。

(がんの予防のための取組)

第9条 市は、がんの予防に資するため、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣、ウイルス等の感染及び生活環境が健康に及ぼす影響等の正しい知識の普及啓発その他の必要な取組を実施するものとする。

(受動喫煙防止の施策の推進)

第10条 市は、がんの予防に資するため、調布市受動喫煙防止条例（平成31年調布市条例第1号）に基づき、受動喫煙を防止するための施策を推進するものとする。

(がんの早期発見のための取組)

第11条 市は、がんの早期発見に資するため、がん検診の質の向上を図るとともに受診率の向上に努めるほか、必要な取組を実施するものとする。

(がん患者等への支援)

第12条 市は、がん患者等の精神的・経済的不安を軽減するため、相談体制及び情報提供等の充実を図るとともに、緩和ケア（がん患者の身体的・精神的な苦痛の軽減又は社会生活上の不安の緩和等を目的とする医療、看護、介護その他の行為をいう。）の充実及びライフステージに応じた支援のための環境整備に努めるものとする。

(がん患者等への就労・就学支援)

第13条 市は、前条に規定するがん患者等への支援のうち、特にがん患者等の就労・就学に際して適切な労働環境や教育環境が整備されるよう、事業者及び教育関係者に対するがん患者等への支援に関する知識の普及その他必要な取組の実施に努めるものとする。

(在宅療養希望者への支援)

第14条 市は、在宅療養を希望するがん患者等に対し、保健医療福祉関係者等と連携及び協力を図り、適切な情報提供及び相談支援その他の在宅療養の充実に必要な取組の実施に努めるものとする。

(計画の取扱い)

第15条 市は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策に関する施策等を調布市における市民健康づくりプランに位置付けるものとする。

(市民への公表)

第16条 市は、毎年度、がん対策に関する施策の実施状況について市民に公表するものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、がん対策に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長その他の市の機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第16条の規定は令和3年4月1日から、第15条の規定は令和5年4月1日からそれぞれ施行する。

**登録番号
(刊行物番号)**

2023-151

がん対策に関する施策の令和4年度実施状況報告書

発行日 令和6年1月

発行 調布市福祉健康部健康推進課

〒182-0026

調布市小島町2-33-1

文化会館たづくり西館保健センター

042-441-6100 (直通)

印刷 庁内印刷